

富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下、「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- （2）補助対象建築物 本市の区域内に存する建築物で、国及び地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人その他地方公共団体の設立、出資等に係る法人又はこれらの者に準ずる者（以下、「国又は地方公共団体等」）の所有に属する建築物以外のものとする。ただし、一の建築物に国又は地方公共団体等の所有に属する部分とそれら以外の部分が存する場合は、それら以外の部分のみ補助対象建築物とする。
- （3）除去等 壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストについて、除去、封じ込め又は囲い込みの措置を行うことをいう。
- （4）所有者等 所有者及び建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体又は管理者をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、所有者等が補助対象建築物について行う除去等で、別表第1に定める条件に適合するものとする。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、補助対象建築物の所有者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、第6条に規定する交付申請をすることができない。

- （1）本市の市税を滞納している者
- （2）除去等に関する国又は地方公共団体等による他の補助金の交付を受けている者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同

法同条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

（4）暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有すると認められる者

（5）前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める者

3 補助金の交付は、補助対象建築物一棟（一の敷地内に複数の建築物がある場合については、それぞれの建築物）につき、それぞれ一度限りとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、除去等に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）の3分の2とし、200万円を超えないものとする。

2 前項の規定に基づき算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする所有者等（以下、「申請者」という。）

は、除去等工事の受託者との補助対象事業の実施に関する契約を締結する前に、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業交付申請書（様式第1号）に市長が別に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 申請者は補助金の受領について、除去等工事の受託者に委任することができる。この場合において、申請者は、補助金の代理受領の委任状及び同意書（様式第2号）を前項に掲げる書類に添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった時は、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適當と認めたときは、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付し、又は指示をすることができる。

3 申請者は、第1項の規定による通知を受けた後に事業に着手することができる。

（事業計画の変更）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」とする。）は、第5条の規定により提出した事業計画書等の内容を変更しようとするときは、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業変更交付申請書（様式第4号）に第6条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があり、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業計画の変更を承認したときは、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業変更交付決定通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（事業計画の中止等）

- 第9条 補助事業者は、第7条の規定による補助金の交付決定日以降において、補助対象事業を中止しようとするときは、遅滞なく富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告及び調査）

- 第10条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じ期限を定め補助対象事業の遂行の状況を報告及び職員に補助対象建築物に立ち入らせ、現地において調査を実施させることができる。
- 2 市長は、前項の状況報告及び調査の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象建築物のアスベストの除去等を適切に行うため必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（実績報告）

- 第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、遅滞なく、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業実績報告書（様式第7号）に、市長が別に定める書類を添付し、市長へ報告を行うものとする。

（補助金の額の確定）

- 第12条 市長は、前条の報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該補助対象事業に交付する補助金の額を確定し、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金額確定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第13条 補助金は、前条に規定する通知の後において交付する。

（帳簿の備付け）

- 第14条 申請者は、補助対象事業について経理を明らかにする帳簿を作成し、その経理に関する証拠書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。
- 2 補助対象事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取消し、又は変更することができる。

(1) 第9条の規定による中止届が提出されたとき。

(2) 補助金の交付決定日以降において、第4条第2項各号に該当する者になったとき。

(3) 補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。

(4) 補助金の交付決定年度の3月末日までに実績報告書の提出がなされないとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取消したときは、申請者に富山市民間建築物吹付アスベスト除去等支援事業補助金交付決定取消し通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(細則)

第16条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- （1）除去等工事の受託者となる者は、市内に本社、支店、営業所等を有し、アスベスト除去等工事の元請となることができる建設業許可を有している者であること。
- （2）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条の規定に基づき選任された石綿作業主任者を配置すること。
- （3）施工方法は、次のいずれかによるものであること。
 - ア 一般財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説（最新版）」に掲げるそれぞれの工法
 - イ 一般財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」一覧に掲げるそれぞれの工法
 - ウ 建設業労働災害防止協会編集・発行の「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に掲げるそれぞれの工法
- （4）除去等に伴う工事を行うことにより、補助対象建築物が、建築基準関係規定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。）に不適合にならないよう必要に応じた措置を講じるものであること。
- （5）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に規定する届出を行うこと。
- （6）建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者が除去等工事における実施計画の策定を行い、当該計画に基づき除去等工事を実施すること。

様式第 1 号（第 6 条関係）

富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業
補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者 住所

氏名

富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金の交付を受けたいので、富山市民間建築物補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請を行うにあたり、市長が申請者の住民基本台帳情報や市税の課税・納税状況について調査し補助金の交付の決定に必要な情報を得ることに、同意します。

記

交付申請額 金 円

様式第 2 号（第 6 条関係）

補助金の代理受領の委任状及び同意書

年 月 日

（宛先） 富山市長

申請者 住所
氏名

私は、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業を実施するにあたり、補助金の受領を下記の事業者に委任します。

記

会社名		
代表者名	⑩	
所在地		
振込先	金融機関名	
	店名	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ 口座名義	
私は、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定による補助金の代理受領の委任を受けることに同意します。		

富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業
補助金交付決定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金については、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金第 7 条の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 補助金の交付

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、富山市民間建築物アスベスト除去等支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 8 条の規定により変更交付申請書を提出すること。ただし、要綱第 15 条に規定する軽微な変更該当する場合はその限りではない。
- (2) 補助事業を中止する場合においては、要綱第 9 条の規定により事業計画の中止・廃止届を提出すること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

3 交付決定の取消し

この交付決定にかかわらず、市長は、申請者が富山市補助金等交付規則第 15 条の規定のほか、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- (1) 要綱第 9 条の規定による中止届が提出されたとき。
- (2) 補助金の交付決定日以降において、要綱第 4 条第 2 項各号に該当する

者になったとき。

(3) 補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。

(4) 補助金の交付決定年度の3月末日までに実績報告書の提出がなされないとき。

様式第 4 号（第 8 条関係）

富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業
変更交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者住所
氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のあった富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業について、次のとおり事業計画を変更したいので、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

記

1 変更前交付申請額 金 円
変更後交付申請額 金 円

2 変更の内容

富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業
変更交付決定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長 藤 井 裕 久

年 月 日付けで申請のありました富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業の事業計画の変更については承認し、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、
年 月 日付け富山市指令 第 号の補助金額 円を次のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金の額 金 円

2 承認の内容

3 交付決定の取消し

この交付決定にかかわらず、市長は、申請者が富山市補助金等交付規則第 15 条の規定のほか、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

（１）要綱第 9 条の規定による中止届が提出されたとき。

（２）補助金の交付決定日以降において、要綱第 4 条第 2 項各号に該当する者になったとき。

（３）補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。

（４）補助金の交付決定年度の 3 月末日までに実績報告書の提出がなされないとき。

様式第 6 号（第 9 条関係）

富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業中止届

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者住所
氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のあった富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業について、事業を中止したいので、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。

富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業実績報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者住所
氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のあった富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金について、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、事業の実績を報告します。

記

1 添付書類 別添のとおり

2 振込先

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合 農 協 ・ そ の 他 （ 店						
預金種目	普通・当座・（)						
口座番号							
フリガナ							
口座名義							

※申請者が連名の場合や申請者口座以外に振込を希望される場合は、下記の委任状も併せて記入してください。
本件に係る金額の領収に関する一切の権限を下記のものに委任します。

受任者 住所
氏名

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業
変更交付申請兼実績報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

申請者住所
氏名

年 月 日付け富山市指令 第 号をもって交付決定
を受けた富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金について、
次のとおり事業計画を変更したいので、富山市民間建築物アスベスト除去等支
援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり変更を申請し、併せ
て事業の実績を報告します。

記

1 変更前交付申請額 金 円
変更後交付申請額 金 円

2 変更の内容

3 添付書類 別添のとお

4 振込先

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合 農協・その他（ ）店						
預金種目	普通・当座・（ ）						
口座番号							
フリガナ							
口座名義							

※申請者が連名の場合や申請者口座以外に振込を希望される場合は、下記の委任状も併せて記入してください。
本件に係る金額の領収に関する一切の権限を下記のものに委任します。

受任者 住所
氏名

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金額確定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長 藤 井 裕 久

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定した富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金については、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第 1 0 号（第 1 2 条関係）

富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金
変更交付決定兼額確定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定した富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金については富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり事業計画の変更を承認し、併せて補助金の額を確定しましたので通知します。

記

1 承認の内容

2 補助金確定額 金 円

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業
補助金交付決定取消し通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付け富山市指令 第 号で交付決定のあった
富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金について、補助金の
交付決定を取消しましたので、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援
事業補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により通知します。